



## 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、レソト、エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（南ア、エスワティニ、レソト情報）（4/22 午前現在）

### 【ポイント】

- 22日午前現在、南アでは累計3,465名、エスワティニでは31名の感染が確認されています。なお、レソトでは現在までに感染例の発表はありません。なお、NICDによると南ア国内では累計58名、エスワティニでは1名の死亡症例が確認されました。
- 21日、レソト政府は、さらに2週間のロックダウンの延長（5月5日迄予定）実施を発表しました。
- 現在、南ア（4月30日迄予定）、エスワティニ（5月6日迄予定）及びレソト（5月5日迄予定）では、ロックダウン中で、渡航者の国境の出入国が禁止されています。なお、南ア政府は、南ア発の空路チャーター便を特別に認めています。チャーター機であっても南ア国民以外の乗客を搭乗させて南アに着陸することはできないとしています。
- 南ア、エスワティニ、レソトの各国政府の取り扱いは以下1, 2, 3のとおりです。
- ロックダウンにより出入国ができない状況ですので旅行者の方は、当館に連絡してください。
- 日本への帰国を予定されている方は、同行者に外国籍の方がいる場合には、日本への入国のためビザ申請が必要となっている場合がありますので、当館にご相談ください。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

\* 前回領事メールから変更部分に下線をしました。（本領事メールはテキストのみのため下線が反映されていませんが、当館ウェブサイトの下線を付したバージョンを掲載しています。）

[https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

\* トップページ安全情報を参照してください。

### 【本文】

#### 1 南ア政府の対応

（1）南アでは、22日午前現在3,465名の感染を確認しています。3月17日以降感染者数の中には国内感染例が含まれており、南ア国内での感染が確認され、死亡者は58名となっています。

<http://www.nicd.ac.za/>

#### 【参考】22日午前現在の内訳（累計3,465名）

（感染者数）（死亡者数）

|               |         |          |           |
|---------------|---------|----------|-----------|
| ・ハウテン州        | 1, 199名 | 死亡者： 7名  | 回復者： 545名 |
| ・西ケープ州        | 1, 010名 | 死亡者： 17名 | 回復者： 216名 |
| ・クワズールー・ナタール州 | 671名    | 死亡者： 23名 | 回復者： 151名 |
| ・東ケープ州        | 345名    | 死亡者： 5名  | 回復者： 15名  |
| ・フリーステート州     | 106名    | 死亡者： 5名  | 回復者： 74名  |
| ・リンポポ州        | 27名     | 死亡者： 1名  | 回復者： 21名  |
| ・北西州          | 24名     | 死亡者： 0名  | 回復者： 13名  |
| ・ムプマランガ州      | 24名     | 死亡者： 0名  | 回復者： 14名  |
| ・北ケープ州        | 16名     | 死亡者： 0名  | 回復者： 6名   |
| ・割り当て不明       | 43名     |          |           |

（2）4月9日、南ア政府はナショナル・ロックダウンの延長（4月30日まで）を発表しました。ついては、引き続き、ナショナル・ロックダウンが終了する4月30日（予定）まで渡航者は陸路、空路（チャーター機手配を除きますが南ア人以外の乗客を搭乗させて南アへ着陸することはできません）、海路とも南アの出入国ができない状況です。また、国内の鉄道・バス・航空路もサービスを停止しています。また、ロックダウン期間中は、医療を受ける場合、薬や食料の購入、社会保障費受給以外は厳格に外出禁止となります。



## 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

(3) 現在、南アの各所では、平常時に比べると人通りや車両の交通も少なく、近所のスーパーマーケット等を訪れることは可能ですが、一部地区では検問が実施されております。報道等では約17,209名が国家災害宣言規制違反により逮捕されている由ですので、普段とは違う事態であることに留意していただき、以下の点に留意してください。なお、南ア警察によると、ロックダウン中の犯罪件数は通常時と比較して減少しているとのことですが、引き続き警戒が必要です。また、タウンシップ内では、フェイクニュースなどから住民と警察等との間で小競り合いが発生していますので、近づかないようにしてください。

●買い物で外出する際には、旅券の原本を持参し、検問等があっても警察官や軍の兵士の指示に従い、挑発的にならないように落ち着いて行動してください。なお、家族には、訪問場所や時間を共有してください。

●スーパーマーケットや薬局が混雑して列に並ぶ必要があれば、時間的に余裕があればやめて列がないときに訪れるなど、人が密集している場所は避けるようにして、やむを得ない場合は、距離を保つ等個々で感染防止対策を講じてください。

●移動は、制限されていることに留意し、遠方での買い物は控えてください。また、アルコールを所持しての移動はできませんので注意してください。

●自家用車を運転する際には、多数の人を乗せないよう注意してください。官報には、その車両が認可された乗車定員の制限があり、例えば4人定員の場合は2名、22人定員の中型バスの場合は15人までと規定されています。なお、すべての乗客がSurgical MaskやN95マスクを着用している場合は定員の乗車が可能です。(一部緩和あり)

また、州や都市間をまたぐことは禁止されています。

●なお、警察大臣は、厳しい姿勢で臨むことを表明しております。また南ア政府が非常事態宣言を留保していることにもご留意願います。

●治安情勢は刻々と変化していくことから、報道等から最新の情報を得つつ、普段以上の注意を払ってください(警察を含む法執行機関とともに、警備会社も必要不可欠なサービスとして稼働しています)。

なお、南ア政府は、ロックダウン延長に伴う官報を掲載しています。

<https://sacoronavirus.co.za/2020/04/16/state-of-national-disaster-regulations-extended-lockdown/>

(4) 南ア政府は当初より以下の公立病院をCOVID-19における指定病院として発表しておりますが、各私立病院(Netcare グループ、Mediclinic グループ、Life グループ)も治療可能であることを各々表明しております。

体調が悪い場合には、まずは以下のNICD ホットラインやWhat`s App ナンバー、または、私立病院の場合は、個々の病院にご相談してください。

【公立の指定病院】\*変更があります。

- ・Charlotte Maxeke Johannesburg Academic Hospital  
(ハウテン州ヨハネスブルグ)
- ・Steve Biko Academic Hospital(ハウテン州プレトリア)
- ・Greys Hospital (クワズールーナタル州ピータマリッツバーグ)
- ・Tygerberg Hospital (西ケープ州ケープタウン)
- ・Livingston Hospital (東ケープ州)
- ・Polokwane Hospital (リンポポ州)
- ・Pelonomi Hospital (フリーステート州)
- ・Rob Ferreira Hospital(ムプマランガ州)
- ・Kimberley Hospital (北ケープ州)
- ・Klerksdorp Hospital (北西州)

【その他】\*クワズールーナタル州においては、下記の病院も指定病院として後に州が発表しております。



## 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

- ・ Addington Hospital (クダーバン)
- ・ Ngwelezana Hospital (エンバンゲニ)
- ・ Manguzi Hospital (マンガジ)
- ・ Doris Goodwin Hospital (エデンデール)
- ・ Richmond Hospital (リッチモンド)

(5) 3月9日より、NICD (国立感染症研究所) に加え、民間の検査機関 (Lancet, Ampath, PathCare 等) が参入し、私立の医療機関ではこれらの機関に検査を委託しております。費用はR900~R1400 となっておりますが、病院受診の場合にはこれに診察費用等が別途かかります。公立病院が利用する NICD の PCR 検査は無料となりました。

一方で、民間の検査機関も NICD の定める検査対象のルールに沿っており、NICD では発熱や頭痛、息切れ、咳などの症状のうちひとつでも当てはまれば検査が可能となりました。以前あった感染国への渡航歴・感染者との接触歴の有無は参考にはされますが、必須条件ではなくなりました。検査機関は検査の需要が急激に増えたこともあり、検査結果を得るには 72 時間以上を要しております。検査結果を待つ間は自宅で自己検疫を行うことになります。

(6) もし COVID-19 を疑う症状があれば、かかりつけの医師や病院に受診前に電話をし、指示を仰いでください。医師によっては診療所で検査を行うところもありますが、多くの場合は民間の検査機関へ直接検査に行くことを指示されます。心配な方は、あらかじめかかりつけ医に検査の手順を確認しておくことで安心です。かかりつけ医が不在である、受診すべき病院がわからない場合は、NICD の 24 時間ホットラインをご利用下さい。

●082-883-9920

●What's App サポートライン : 0600123456

陽性の場合、NICD より連絡があり、症状や住居環境によって入院の是非が検討されます。症状が軽症の場合は自宅での自己隔離となることもあります。

(7) 南ア政府は検査体制の拡充を行う方針であり、車両を使った移動検査を全国に増やし、4 月末には 1 日に 3 万件の検査が実施可能になると発表しております。移動検査の強化によって、地方都市やタウンシップにおける感染対策の充実が期待されます。

(8) 現在南ア国内では、マスク、アルコール消毒液が比較的薬局等で入手しやすくなってきております。

(9) 南ア内務省は、ロックダウン前または (ロックダウン) 中にビザの有効期限が経過したいかなる者も逮捕されたり、拘束されたりすることはないと発表しています。また、本年 2 月 15 日以降ビザ有効期限が経過した外国人は、各々のビザまたは適切なビザ免除の申請をロックダウン解除後に直ちに申請してもよいことになっています。

## 2 エスワティニ政府の対応

(1) エスワティニでは 22 日午前現在 31 名の感染が確認 されています。

3 月 17 日エスワティニ政府は、非常事態宣言を発出し、災害マネジメント法第 29 節を発動し、即時発効かつ 2 ヶ月を超えない期間で各種対策を実施することとなりました。さらに同政府は、3 月 27 日 (金) から 20 日間のロックダウン実施を発表し、さらに、5 月 6 日迄の延長 (予定) を発表しました。

### 【ロックダウンの概要】

●医療関係、食品、銀行等重要なサービスを提供または受ける場合を除き、自宅外への不要不急の移動および訪問を禁止する。

●全ての雇用者に対し、可能な限り多くの被用者に対して自宅で勤務することを認めるよう推奨する。

●南ア政府によるロックダウンの発表を受け、エスワティニ政府は、商品と貨物及び帰国する市民と永住者 (Legal residence) のみが国境を通過することを許可する。帰国する市民及び永住者は、自己隔離できる者を除き、指定された場所での 14 日間の強制検疫の対象となる。



## 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

●町、都市及び地域間の必要不可欠でない移動は、医療的理由を除き、または必要不可欠なサービスを提供または受ける場合を除いて許可されない。食品及び物資の輸送は許可される。

(2) エスワティニ保健省は以下を呼びかけています。

- ・咳エチケット、手洗いの励行。
- ・バスや人が多く集まる室内の窓を開けて換気。
- ・発熱、咳及び息苦しさ又は風邪類似の症状があり、かつ旅行歴がある場合には医師の診察を受け、旅行歴を詳しく報告する。
- ・新型コロナウイルス感染流行国に旅行した後は自己隔離を行う（注：保健省は、自己隔離とは、旅行や濃厚接触によりウイルス感染が疑われる場合に、公共の場に出ることを控えることを意味し、期間は最大2週間としています。）。
- ・新型コロナウイルスホットライン：977

### 3 レソト政府の対応

22日午前現在、レソトでは、新型コロナウイルス感染症例は確認されていません。3月18日レソト政府は、国家緊急事態宣言を発出（4月28日まで延長）し、各種対策を強化しております。さらに同政府は、3月29日深夜（30日）からロックダウンを開始すると発表し、さらに5月5日まで延長すると発表しております。

#### 【ロックダウンの概要】

(1) すべての人々は、2020年3月29日深夜（30日）から同年5月5日迄（予定）の期間、日常生活が制限され自宅待機となる。

(2) 以下の必要不可欠なサービスを提供する人々に限り業務の継続が認められる。

・医療、・治安維持、・銀行、・スーパーマーケット、食料品店、・必要不可欠なサービスを提供する公務員、・水供給、エネルギー、ガソリンスタンド、・農業・牧畜

(3) すべての市民は自宅待機を命じられ、食料・燃料の調達、医療サービスを受ける場合にのみ外出が許可される。

(4) 葬式を除いて、すべての会議、集会は禁止される。葬式の場合も50名を超えてはいけない。

(5) 警察・軍隊はすべての人々の行動を監視することを命じられる。

(6) すべてのエンターテインメントおよびスポーツ活動は即座に中止されるべきである。

(7) レソト国民、外交官、国際機関職員を含むすべての人々は、国外への不必要な旅行を中止すべきである。

(8) 旅行やその他の理由のためレソト国外にいるすべての人々は、医療、食料、必要雑貨等に係る必要不可欠なサービスを提供する人々を除いて、現在滞在している国に留まらなければならない。

(9) 本パンデミックに係るフェイクニュースの流布に関与したジャーナリスト或いはジャーナリスト以外の人々は、法執行機関により罰せられる。

#### 【その他】

兆候・症状が出た場合は、防疫官の次の連絡先まで報告してください。

Dr. 'Makhoase Ranyali, Director Disease Control Department@+266-5884-4544,

IHR NFP(当館注：International Health Regulations National Focal Point)@+266-5885-2916

【重要】レソト政府と南ア政府は、レソト市民が南ア（ブルームフォンテンなどの病院）での受診につき協議を行い、治療が行えるようにクイーン・マモハト記念病院（Queen Mamohato Memorial Hospital）に相談するよう案内しています。

○クイーン・マモハト記念病院の電話番号：+266-2222-0000

4 一部の国・地域では、日本からの渡航者に対して入国制限を行っている国や地域がありますので、渡航される場合には最新の情報を現地政府機関、日本外務省、日本大使館等から入手してください。





## 在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

(新型コロナウイルスに関する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)

5 日本では、海外からの渡航者に対して水際対策を抜本的に強化しておりますので、帰国や一時帰国の際には下記をご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

(これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ)。

6 日本に帰国を検討されている方で同行者に外国籍の方がいる場合には、日本では入国規制が強化されていますので、以下の注意が必要です。

なお、日本入国のためのビザ申請を必要とする方は、当館に連絡してください。

●南アフリカ国籍の方は、現在ビザを所持していてもビザを新たに取り直す必要があります。ただし、「永住」等の在留資格を有し、再入国許可を取得した上で（4月2日以前に）日本を出国した方は原則入国可能です。

●その他の国籍者の方もビザ免除で日本に入国できた国籍の方の多くは、ビザ申請が必要となっておりますのでご注意ください。

●新たに申請する場合、条件が以前と比べ厳しくなっています。外国人配偶者の方が日本に渡航するご予定がある方は、当館まで電話にてご相談ください。

●また日本入国後の扱いについてもご注意ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

7 引き続き、以下の点に留意し、日頃から感染症の感染予防に努めてください。

- ・急激にウイルスに感染したとみられる方との接触を避けて下さい。
- ・頻繁な手洗い、可能であればアルコール手指消毒剤も使用してください。
- ・咳やくしゃみなどの症状がある場合は咳エチケットを行ってください。

○日本国厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08998.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08906.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html)

(感染症情報)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）資料

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryuu/sidai\\_r020305.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/sidai_r020305.pdf)

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000848.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html)

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)



**在南アフリカ共和国日本国大使館**  
**Embassy of Japan in South Africa**

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

\*\*\*\*\*

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP：[http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話：+27 12 452 1500 領事・警備

\*\*\*\*\*